（四）外国製造医療機器の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（五）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（六）外国製造再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
**様式第八十五号**（第百八十四条の十三、第百八十四条の十四関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
**様式第八十六号**（第百八十五条関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
**様式第八十七号**（第百九十二条、第百九十三条関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
**様式第九十号**（第二百一条関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（四）外国製造医療機器の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（五）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（六）外国製造再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
**様式第八十五号**（第百八十四条の十三関係、第百八十四条の十四関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
**様式第八十六号**（第百八十五条関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
**様式第八十七号**（第百九十二条、第百九十三条関係）
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
**様式第九十号**（第二百一条関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）